

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 17 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年10月から5年11月までは41万円、同年12月から6年1月までを47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年2月28日まで
標準報酬月額について、社会保険事務所から連絡があり、標準報酬月額が実際の給与支給額の半額に引き下げられていることを知った。標準報酬月額を給与支給額に基づく額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人のA事業所における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年11月までは41万円、同年12月から6年1月までは47万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年3月1日以降の6年3月31日付け及び同年6月20日付けで、申立人の4年10月から5年11月まで及び同年12月から6年1月までの標準報酬月額が41万円から20万円及び47万円から17万円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A事業所の閉鎖登記簿謄本により申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分の立場は、現場監督であった。」としており、当時の取締役及び元経理担当者も、「申立人は、現場監督及び設計図面の作成等の業務を行っており、社会保険の業務には携^{そきゅう}わっていないかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が当初届

け出たとおり、平成4年10月から5年11月までは41万円、同年12月から6年1月までは47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日及び18年12月20日について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を26万円及び18万3,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和50年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成16年12月20日
② 平成18年12月20日

申立期間①及び②において、A事業所から賞与が支給され、同賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間①及び②に支給された賞与に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与支給明細書から、申立期間①については26万円、申立期間②については18万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間①に係る資格取得日を昭和46年4月3日に、資格喪失日を同年8月24日に訂正し、申立期間②に係る資格取得日を47年1月13日に、資格喪失日を同年3月22日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年4月から同年7月までは8万円、47年1月及び同年2月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月3日から同年8月24日まで
② 昭和47年1月13日から同年3月22日まで

昭和39年3月から48年7月まで外航船を運航する4つの事業所で機関士として数か月単位で勤務したが、4事業所のうち、A事業所で勤務した申立期間①及び②について船員保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①及び②当時、A事業所は外航船を運航する中堅の事業所であり、船舶所有者には船員を船員保険に加入させる義務があることから、この加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び申立期間当時、同じ船で勤務していた申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が、昭和46年4月3日から同年8月23日まではA事業所の所有するB丸に、47年1月13日から同年3月21日までは同事業所の所有するC丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立期間当時における申立人の同僚（複数）は、「乗組員については乗船期間の長短にかかわらず船員保険に加入しており、給与から船員保険料も控除されていたと思う。」と証言している上、乗船期間は短かかったとする同僚（複数）についても、A事業所における船員保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人が保管するA事業所が作成した申立人の給与支給に係る文

書から、昭和 47 年 1 月の差額分給与額及び船員保険料控除額が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人の同僚の記録から、昭和 46 年 4 月から同年 7 月までを 8 万円とし、47 年 1 月及び同年 2 月を 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、事業主の所在も不明であるため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 621 (事案 514 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年12月までの国民年金保険料(昭和46年7月から50年3月までの定額保険料と付加保険料及び50年4月から同年12月までの付加保険料)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年12月まで
昭和46年8月に市役所市民課の総合窓口のような所で国民年金の加入手続と付加保険料に係る申込みを行い、加入当初から付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てたが、納付記録の訂正は認められなかった。今回、新たな資料として46年11月に妻あてに送った手紙の写しを提出するので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和51年1月29日であることが確認され、その時点においては、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない、②申立人の所持する年金手帳には「付加年金取得51年1月29日」と加入手続を行った日と同じ年月日の表示があるとともに、制度上、付加年金についてはさかのぼって加入し納付することはできない等として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月23日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料(付加保険料を含む。)の納付を示す新たな資料として、昭和46年11月に申立人の妻あてに送った手紙を提出したが、その手紙には申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す記載は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料(昭和46年7月から50年3月までの定額保険料と付加保険料及び50年4月から同年12月までの付加保険料)を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 622 (事案 515 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から50年12月までの国民年金保険料(昭和41年10月から46年12月までの定額保険料、47年1月から50年3月までの定額保険料と付加保険料及び50年4月から同年12月までの付加保険料)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から50年12月まで

昭和47年1月に転居した時、夫も同行して市役所の国民年金の窓口で41年10月にさかのぼって付加保険料の申込みと併せて国民年金の加入手続きを行い、保険料納付は、毎月実家の父に納付書と現金を渡して納付してもらっていた。また、国民年金に加入後に一度まとまった金額(昭和41年10月から46年12月までの保険料)を市役所窓口で納付した記憶があるとして申し立てたが、納付記録の訂正は認められなかった。今回、私が国民年金保険料をまとめて納付したことを証言してくれる3人(実姉及び友人二人)を証言者として申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは昭和51年1月29日であることが確認され、その時点においては、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない、②申立人の所持する年金手帳には「付加年金取得51年1月29日」と加入手続きを行った日と同じ年月日の表示があるとともに、制度上、付加年金についてはさかのぼって加入し納付することはできない等として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月23日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付したことを示す新たな資料として、申立人の実姉及び友人二人を証言者として申し立てているが、これらの証言者から聴取しても、申立期間に係る申立人の国民年金保険料(付加保険料を含む。)が納付されたことを裏付ける具体的な証言は得られず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料(昭和41年10月から46年12月までの定額保険料、47年1月から50年3月までの定額保険料と付加保険料及び50年4月から同年12月までの付加保険料)を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 524

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 10 月 8 日まで
給与がそれまで勤務していた事業所の 2 倍くらい(8 万 5,000 円)支給されるという条件で A 事業所に就職したが、厚生年金保険の加入記録による標準報酬月額は 6 万円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 事業所に就職した時の給与は 8 万 5,000 円であったと主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 6 万円となっており、この標準報酬月額は、当時の同僚の標準報酬月額と比べて最も高い額である上、同標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然さは認められない。

また、申立人の同僚は申立人に関する記憶がなく、この同僚から申立てに係る事実について具体的な証言は得られない上、申立てに係る事業所は既に解散し、その事業主も死亡しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主が申立人の給与から控除していることを確認できる関係資料は無い。

さらに、申立人は給与明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる関連資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 46 年 5 月に A 事業所に就職した。同事業所は試用期間は無く、すぐに正規職員として B 営業所で整備の仕事に従事した。給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか、健康保険証を使ったかどうかについては覚えていない。B 営業所における整備士の同僚 C 氏には厚生年金保険の加入記録があるのに、同じように働いていた私に厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所に勤務していたことは、申立人の勤務内容等に関する記憶や元同僚等の証言から推認することができる。

しかしながら、申立人の当時の上司及び同僚は、A 事業所における申立人の就職及び退職の時期については不明としている上、事業主は、「当時の人事に関する資料等が残っておらず、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。

また、A 事業所における厚生年金保険の加入記録のある当時の申立人の同僚等については、厚生年金保険の加入記録と一致する雇用保険の加入記録があるが、申立人については、A 事業所での雇用保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 4 日から 36 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 6 日から 39 年 2 月 6 日まで

船員手帳の記録から、昭和 35 年 6 月 4 日から 36 年 1 月 31 日まではA丸に、36 年 5 月 6 日から 40 年 10 月 31 日まではB丸に乗船していたことは間違いないので、この期間について船員保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する船員手帳に記載されたA丸に係る記録から、申立人が申立期間①においてA丸に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、A丸に係る船員保険被保険者名簿は存在せず、申立人が申立期間①においてA丸と一緒に乗船していたと記憶する元同僚二人については、申立期間①当時においてはA丸と異なる船舶に係る船員保険に加入していたことが社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立人の船員手帳にA丸の船長であったと記録されているC氏は、昭和 32 年 3 月から 36 年 2 月までA丸と異なる船舶に係る船員保険に加入していることが同庁の記録から確認できる。

このほか、申立人が申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人が所持する船員手帳に記載されたB丸に係る記録及びB丸において船員保険の加入記録の有る元同僚（複数）の証言から、申立期間②において、申立人がB丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持する船員手帳から申立人は、昭和 36 年 5 月 6 日から 38 年 2 月 11 日までは、「家族船長」としてB丸に乗船していた

ことが確認できるところ、D運輸局E運輸支局が「船員手帳に『家族船長』と記載されている場合、当該期間については船員保険の被保険者になれない。」と回答しており、申立人は、当該期間については、船員保険に加入していなかったものと推認できる。

また、当該船員手帳に昭和38年2月11日から40年10月31日までの期間については、申立人がB丸の船長として乗船していたとの記録があるものの、申立人は、「病気のため昭和38年2月11日に一度B丸を下船した。」とも述べており、申立期間②に係る申立人の記憶は曖昧である。

さらに、社会保険事務所が保管する船舶所有者C氏に係る船員保険被保険者名簿に、申立期間②に係る申立人の記録は無く、被保険者証記号番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料、周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで

昭和 33 年に大学を卒業した後、実家がある地域から選出された県会議員の紹介で A 事業所に正規職員として就職した。正規職員としての採用だったので申立期間は厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事業所において厚生年金保険の加入記録のある元従業員（複数）の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元従業員（複数）の中には、「自分の記憶する就職日と厚生年金保険の加入日とは一致しない。」、「A 事業所においては短期で辞める者が多く、採用されてすぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言する者がおり、A 事業所は、すべての従業員についてまでは採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A 事業所は平成 11 年 11 月に全喪しており、当時の事業主は既に死亡している上、清算人は、「労務に関する過去の資料等は処分され不明である。」と回答していることから、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等に係る資料は得られず、A 事業所における申立人の勤務期間は特定できない上、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 6 月 30 日まで
② 昭和 38 年 3 月から 39 年 12 月まで

申立期間①において勤務したA事業所は、中学校を卒業して最初に就職したところであり、その事業所名をはっきり覚えている。A事業所には、定時制高校に通いながら正規職員として勤務したと思う。A事業所における給与は日額 150 円ぐらいであったが、毎月の手取額は 150 円にその月の出勤日数を掛けた額より少なかったと記憶しているので、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。

また、申立期間②については、昭和 38 年ごろに知人の紹介でB事業所に就職し、ダンプの運転手として勤務した。当時の同僚二人を覚えており、健康保険証を使って歯医者にかかった記憶もある。B事業所においては厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所の事業主は、「申立人については知らないし、昔の名簿や厚生年金保険等の社会保険関係の書類の中にも申立人の名前は無い。」と回答している上、A事業所の当時の従業員（複数）から聴取しても、申立人を記憶している者は無く、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していた事実を推認できる関連資料や証言が得られない。

また、申立人は、「申立期間①において勤務した事業所は、C事業所という名称であったかもしれない。」旨述べているが、申立期間①において、C事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある当時の従業員（複数）から聴取しても、申立人を記憶している者は無く、申立人が申立期間①においてC事業所に勤務していた事実を推認できる関連資料や証言が得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても保険料控除についての具体的な記憶は無い。

2 申立期間②の申立てに係るB事業所は既に解散しており、当時の事業主から申立てに係る事実を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名について、姓しか覚えておらず、当該同僚を特定することはできない上、当時、B事業所に勤務していた従業員（複数）から聴取をしても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても保険料控除についての具体的な記憶は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 12 月 31 日まで
ねんきん特別便が届き、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額について、その取消届を出した記録も記憶も無く、訂正前の標準報酬月額（平成 7 年 3 月から 8 年 5 月までは 41 万円、同年 6 月から同年 12 月までは 28 万円）で計算された厚生年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役として同事業所に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同事業所の登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録から確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 7 年 3 月から 8 年 5 月までは 41 万円、同年 6 月から同年 12 月までは 28 万円と記録されていたところ、9 年 2 月 7 日付けで申立期間について、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は「申立期間に係る標準報酬月額について、その取消届を提出した記録も記憶も無く、訂正前の標準報酬月額で計算された保険料を納付しているはずだ。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する A 事業所の厚生年金保険料の納付状況に係る資料から、同事業所は、平成 6 年から 21 年まで恒常的に保険料の滞納が発生していたことが認められる上、厚生年金保険に係る事務は申立人の妻が担当していることが確認でき、同事業所からの届出が行われていないにもかかわらず、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬

月額を訂正する処理を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら当該訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 1 日から 34 年 9 月 3 日まで
平成 20 年 3 月ごろ社会保険事務所で年金記録を確認した際に、申立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。昭和 34 年 9 月に結婚のため事業所を退職した際、事業所から脱退手当金についての説明は無かった。脱退手当金について、請求手続を行った記憶や受給した記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、このことと申立期間に係る申立人の脱退手当金が昭和 35 年 12 月 15 日に支給決定されていることを考えると、申立人の婚姻日（昭和 34 年 11 月*日）以後の脱退手当金の請求に併せて、氏名変更の手続が行われたものと推認される上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年又は 39 年ごろから 10 年間ぐらい
② 昭和 40 年ごろから 5 年間ぐらい
③ 昭和 50 年ごろ

申立期間①においては、A市のB事業所で建物基礎部分の溶接作業をしていた。その当時、同僚にはC氏がいたことを覚えている。

申立期間②においては、D市のE事業所で配管の溶接作業をしていた。社長はF氏であったことを覚えている。

申立期間③においては、G市のH事業所で機械の保全と溶接作業をしていた。同僚にはI氏がいたことを覚えている。

いろいろな事業所で働いていたので、何年から何年まで勤めていたかははっきりと覚えておらず、申立期間の特定ができないが、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立てに係る事業所の当時の事業主及び役員は申立人のことを覚えていない上、申立人が名前を挙げた同僚とは連絡が取れず、この同僚にも厚生年金保険の加入記録は無い。

また、ほかに申立人が記憶する同僚はおらず、同事業所における申立人の勤務期間、職務内容等の状況について確認できない。

2 申立期間②については、申立てに係る事業所を特定することができず、また、同僚についての申立人の記憶もないことから、同事業所における申立人の勤務期間、職務内容等の状況が確認できない。

3 申立期間③については、申立てに係る事業所の当時の事業主は、「J事

業所を設立した時に、申立人は別の事業所で働いており、その後も J 事業所に就職することはなかった。」と回答しており、同事業所における申立人の勤務期間、職務内容等の状況が確認できない。

また、社会保険事務所の記録に申立てに係る事業所名と酷似した名称の J 事業所が認められるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間における申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 4 さらに、申立人は、申立期間当時の記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立てに係る事業所の特定ができず、厚生年金保険料の控除についても確認できる関連資料等はない。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から同年 9 月 18 日まで

私は、申立期間当時、A事業所の代表者であった。妻を含めた従業員全員が昭和 59 年 5 月から 61 年 5 月まで厚生年金保険に加入しているのに、代表者である私だけが 59 年 5 月からの 4 か月間、厚生年金保険に加入していないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事業所の代表者であったとしているが、A事業所の法人登記簿の役員欄に、申立人の名前は確認できない上、申立人から申立期間当時の状況について聴取しても具体的な説明が得られない。

また、申立人は申立期間当時、国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人の妻（従業員）は、申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったと述べているが、一方で、申立人の加入手続及び保険料控除について具体的な記憶がないとも述べている。

加えて、申立てに係る事業所の従業員は、「社会保険の手続は申立人の奥さんが行っており、申立人の厚生年金保険の加入時期等については知らない。」としている。

このほか、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

そのほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 6 月 30 日まで

私は、代表者をしていたA事業所は、申立期間当時、社会保険料を1年間分ぐらい滞納していたため、平成17年6月下旬ごろ、B社会保険事務所徴収課の職員に相談し、標準報酬月額を下げる月額変更の届出をすれば厚生年金保険料が安くなると教えてもらった。私の実際の給与額は25万円くらいであったが、保険料が軽減されるのならと思い、私の標準報酬月額を9万8,000円に下げる届出を行った。

しかし、今になって考えると、実際の手取りの給与は25万円くらいあったので、標準報酬月額を減額する届出は不適切な手続であったと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、平成17年7月1日をもって適用事業所でなくなっているところ、同日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が26万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「社会保険事務所の職員と滞納保険料について話し合っ、標準報酬月額の引き下げに納得し届出を行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 3 月 8 日まで
昭和 37 年 8 月に A 事業所に就職し、41 年 2 月まで惣菜や弁当の販売の仕事をしていた。厚生年金保険料は給与から毎月控除されていた記憶があるのに、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事業所に勤務していた申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の取締役は、「当事業所は、短期間勤務の社員も厚生年金保険に加入させていたが、再就職した社員については、社長が勤務状況を見て、しばらくしてから加入させていた。パート社員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していることから、当該事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていないことがうかがわれる。

また、当時の社会保険事務の担当者は、「申立期間当時、調理補助のパート職員が多く、パート職員については厚生年金保険に加入させていなかった。」、「申立人に厚生年金保険の加入記録が無いのは、雇用形態に変更があったのではないか。」と証言している。

さらに、申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の加入記録に、申立人は、昭和 40 年 3 月 8 日に被保険者資格を取得し、41 年 2 月 27 日に離職したと記録されており、この記録は、申立期間後の当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から23年9月1日まで
② 昭和28年2月21日から同年3月まで
③ 昭和29年11月11日から同年12月まで
④ 昭和30年1月から同年8月1日まで
⑤ 昭和31年5月から同年12月まで
⑥ 昭和33年8月から34年4月1日まで
⑦ 昭和35年5月30日から同年6月まで

申立期間①及び②においては、A事業所に勤務し、工作機械のけん盤などの設計図面を作成していた。その当時、従業員は20人ぐらいで、工場長はB氏、先輩にはC氏、また、同僚にはD氏がいたことを覚えている。

申立期間③においては、E事業所に勤務し、工作機械のけん盤などの組立ての仕事を行っていた。その当時、従業員は70人ぐらいおり、社長はF氏、同僚にはG氏がいたことを覚えている。

申立期間④においては、H事業所に勤務し、自動車の登録事務や修理などの仕事を行っていた。その当時、従業員は80人ぐらいいたが、特に覚えている者はいない。

申立期間⑤及び⑥においては、I事業所に勤務し、自動車の修理を行っていた。その当時、従業員は10人ぐらいで、同僚にJ氏がいたことを覚えている。

申立期間⑦においては、K事業所L支店に勤務し、自動車の修理を行っていた。その当時、従業員は10人ぐらいいたが、特に覚えている者はいない。

いずれの申立期間についても、給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶もないが、勤務していたことは間違い

ないので厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同期に採用されたとする同僚二人は、「就職して1年半くらいは見習期間があった。」「昭和23年8月ごろまで見習期間があった。」と証言しているところ、これらの同僚は、申立人と同様、昭和23年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日は、同年9月1日と記載されている。

- 2 申立人が後輩であるとする者二人からは、申立期間②において申立人がA事業所に勤務していたとする証言は得られず、申立人の同事業所における勤務期間、職務内容等の状況が確認できない。

また、A事業所は、昭和28年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、勤務の実態の詳細を確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 申立人が同期に採用されたとする同僚二人は、「申立人のことを覚えていない。」と証言しており、申立人のE事業所における勤務期間、職務内容等の状況が確認できず、E事業所は、「当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態は分からない。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間③に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立期間③の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間④においてH事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同期に採用されたとする同僚は、「申立人が、H事業所に勤務していたことは覚えているが、勤務した時期、期間については記憶にない。」と証言しており、申立期間④に係る申立人の勤務期間、

職務内容等の状況が確認できない。

また、申立人がH事業所で同時期に勤務したとする者3人は、「申立人と一緒に勤務したが、当時は3か月間くらいの見習期間があり、その期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、同事業所は、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、事業主は、「当事業所は、M事業所と合併しており、当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態、保険料控除については不明である。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管するH事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間④に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間④の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 5 I事業所は、申立期間⑤について、厚生年金保険の未適用事業所であることが確認できる。

また、当時の同僚からも、申立期間⑤において、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間⑤の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 6 申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間⑥においてI事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同期に採用されたとする同僚二人は、「申立人が、I事業所に勤務していたことは覚えているが、勤務していた時期、期間については記憶にない。」と証言しており、申立人の申立期間⑥に係る勤務期間、職務内容等の状況が確認できない。

また、申立人が後輩であるとする者は、「私はI事業所へ再就職したが、当初及び再就職の期間とも半年間くらいは見習い期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していない。」と証言しており、I事業所は、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、同事業所は、昭和45年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、当時の資料が無いことから、雇用状況、保険料控除については不明と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管するI事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間⑥に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間⑥の厚生年金保険料が給与から控除されていたこと

について申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

7 申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間⑦においてK事業所L支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同期に採用されたとする同僚は、「申立人がK事業所L支店に勤務していたことは覚えているが、勤務していた時期、期間については記憶にない。」と証言しており、申立人の申立期間⑦に係る勤務期間、職務内容等の状況が確認できない。

また、同事業所は、昭和37年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、勤務実態の詳細を確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するK事業所L支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間⑦に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間⑦の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 55 年 4 月 19 日まで
② 昭和 58 年 11 月 9 日から 58 年 12 月まで

健康保険及び厚生年金保険に加入することを条件にA事業所に就職し、昭和 53 年 8 月から 58 年 12 月まで勤めていた。しかし、厚生年金保険の加入記録は 55 年 4 月 19 日から 58 年 11 月 9 日までとなっており、申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書から、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できるが、当該給与明細書には厚生年金保険料の控除額が記載されていない。

また、申立人は、申立期間①については、国民年金に加入（昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料は申請免除）しており、当該期間については厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人が昭和 55 年 4 月 19 日にA事業所における雇用保険の被保険者資格を取得し、58 年 11 月 8 日に同事業所を離職した記録が確認でき、当該記録は申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和 55 年 4 月 19 日に被保険者資格を取得し、58 年 11 月 9 日に同資格を喪失した記録が確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 31 日から 62 年 7 月 1 日まで
昭和 56 年 4 月から平成 2 年 3 月 1 日まで A 事業所に勤務した。現場の塗装責任者として仕事に従事し、給与 (10 万円くらい) は、変わっていないのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び A 事業所の登記簿謄本から、申立人が同事業所の取締役として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 57 年 7 月 31 日に健康保険の被保険者資格を喪失しており、その時点で継続療養の手続を行っているが、その際に A 事業所の当時の社会保険事務の担当者から「継続療養期間中は社会保険には加入しなくてもよい。」と言われたと供述していることから、申立人は、健康保険の被保険者資格を喪失した 57 年 7 月から継続療養が終了した 61 年 8 月までは、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和 60 年 6 月 21 日から 62 年 5 月 1 日まで、申立人の夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっており、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和 56 年 4 月 2 日に被保険者資格を取得し、57 年 7 月 31 日に同資格を喪失した記録が確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、

申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 30 日から 40 年 10 月 31 日まで
昭和 38 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 1 日に A 事業所に就職し、おもちゃ売場の販売員として 40 年 10 月 31 日まで勤務した。
しかし、社会保険庁の記録は、昭和 39 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人の勤務していた時期までは特定することができず、同僚の一人は、「申立人は急に退職した記憶がある。」、「当時の事務員は几帳面であり、事務処理を間違えることはなかった。」との証言をしている。

また、当該事業所は、昭和 52 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者も死亡していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A 事業所において、昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 30 日までに厚生年金保険に加入記録がある者が 95 人いるが、そのうち 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 30 日までの間に被保険者資格を喪失している者は約半数の 43 人いることが確認できる。

加えて、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

このほか、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、39

年9月30日に同資格を喪失した記録が確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 31 日から 13 年 2 月 28 日まで
昭和 59 年 4 月から平成 15 年 3 月まで継続して A 事業所に勤務していた。申立期間中、休職、勤務日数の減少など厚生年金保険の被保険者資格を喪失するような事情があった記憶もなく、夫の健康保険の被扶養者となった記憶もないので、厚生年金保険の記録が 3 か月間抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 事業所が提出した源泉徴収簿から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できるが、この源泉徴収簿から、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格の得喪届（控え）から、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

さらに、A 事業所が保管する被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が平成 12 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した際、同人の健康保険証が返納されていることが確認できる。

加えて、申立人が A 事業所に勤務中、その夫の健康保険の被扶養者になるために会社に相談した記憶があると述べているところ、A 事業所における当時の社会保険事務の担当者は、「時期は特定できないが、申立人が夫の健康保険の被扶養者になりたいと言ってきたのでその手続をした記憶がある。」旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月から 34 年 12 月まで

昭和 33 年 8 月に A 事業所に旋盤工として就職した。就職時に工場長から社会保険へ加入する旨の説明を受けたし、同時期に就職した同僚は、A 事業所での厚生年金保険の記録があると言っているので、申立期間に係る私の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚（申立人と同じ旋盤工であり、かつ、勤務期間も昭和 33 年 5 月ごろから 35 年 6 月ごろまでと申立人のそれよりも長い。）の A 事業所における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立人とほぼ同時期に同事業所に就職したとする別の同僚は、昭和 35 年 4 月 5 日に厚生年金保険に加入していることが確認でき、A 事業所の事業主は、採用後しばらくは従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の親族は、当時の社会保険関係の資料は所有していないと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間における申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて申立人の記憶はなく、それを示す給与明細書等の資料も無い上、申立てに

係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。